## 定年退職するとき

もうすぐ定年退職します。退職後の医療保険への加入はどうなるのでしょうか？手当金などの給付はどうなるのですか？

## A

## 選択肢はさまざま

退職後の医療保険には，さまざまな選択肢があ ります。医療の給付や保険料などを十分に検討し， どの制度に加入するかを決めることが大切です。

## 再就職するとき

再就職する方は，就職先の医療保険に加入し ます。何らかの事情で加入できないときは，次の「再就職しないとき」と同じ条件になり，4つの選択肢 のいずれかを選びます。

## 再就職しないとき

## （1）共済組合の任意継続組合員

退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であ った人は掛金（負担金分も含む）を負担すること により最長2年間，共済組合の任意継続組合員に なることができます。希望される方は，退職日から 20日以内に所属所を経由して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

## ＜医療の給付＞

任意継続組合員とその被扶養者は，これまでと同様の医療の給付を受けられますし，福祉事業（貸付事業の一部及び貯金事業）の一部も利用でき ます。ただし，傷病手当金（任意継続組合員とな っての傷病に係るもの）及び出産手当金（経過措置に該当する場合を除く）及び各種休業手当金

は支給されません。

## （2）国民健康保険（国保）に加入

共済組合員または任意継続組合員の資格を失 った日から14日以内に，居住地の市町村に届け出 て国保の被保険者になります。

## ＜医療の給付＞

国が定めた医療の給付（法定給付）を受けます。自己負担は3割（就学前児童は2割，70歳以上は所得により1割または3割）です。
保険料は居住地の市町村で異なります。40～ 64歳の方は，介護保険料も上乗せ徴収されます。

## ③国保の退職者医療制度

国保加入者のうち，退職共済年金の受給権者 で組合員期間が通算20年以上（または 40 歳以降通算10年以上）ある方は，74歳まで退職者医療制度で医療を受けます。年金証書が届いた日か ら14日以内に，居住地の市町村で手続きをしてく ださい。医療の給付と保険料は国保と同じです。

## （4）被扶養者になる

家族（子どもなど）の被扶養者となることもできま すが，認定には所得などの制限があります。詳しく は，扶養者となる人が加入している医療保険に問 い合わせてください。
※長寿医療（後期高齢者医療）制度に該当する方（75歳以上の方など）を除きます。

## 退職時に受けていた傷病手当金など

1年以上組合員だった人が退職時に傷病手当金を受けていた場合，決められた期間（受給開始から1年6力月〔結核は3年〕）が終了するまで，引き続き傷病手当金が支給されます。また，退職後6カ月以内に出産したときには出産費が，組合

員だった人が退職後3カ月以内に死亡したときは，埋葬料の対象となります。
※年金関係の手続きなど，退職時にはさまざまな手続きが伴います。詳細は所属所共済事務担当課 または，共済組合までお問い合わせください。

